

出入国管理基本計画

- 出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が出入国管理行政の施策の基本となる計画について定めるもの。
- 計画期間に関する法令上の規定はないが、これまで概ね5年程度の期間を想定し策定している。
- 前回の第4次計画策定から5年を迎え、今回、第5次となる新たな計画を策定するもの。

出入国管理及び難民認定法（抜粋）

第61条の10 法務大臣は、出入国の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画（以下「出入国管理基本計画」という。）を定めるものとする。

第61条の11 法務大臣は、出入国管理基本計画に基づいて、外国人の出入国を公正に管理するよう努めなければならない。

これまでの策定履歴

- ・第1次 出入国管理基本計画（平成4年5月策定）
- ・第2次 出入国管理基本計画（平成12年3月策定）
- ・第3次 出入国管理基本計画（平成17年3月策定）
- ・第4次 出入国管理基本計画（平成22年3月策定）

第5次計画の基本方針

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく
- 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて、幅広い観点から政府全体で検討していく
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築する
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく
- 観光立国の実現に寄与するため、訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施する
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等への対策を強化していく
- 国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護の推進を図っていく

1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

- 専門的、技術的分野と評価できるものについて、在留資格や上陸許可基準の見直しを行い、受入れを推進
- 高度人材外国人の受入れ促進のための効果的な広報を実施
- 建設分野等緊急に対応が必要な分野等における適正な受入れを実施業を所管する省庁の関与を前提とした枠組みの運用状況を注視・検証
- 留学生の適正・円滑な受入れや就職支援のための取組を継続

2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

- 出生率の向上、生産性の向上、潜在的労働力の活用等の取組が重要
- 今後の外国人受入れの在り方を本格的に検討すべき時が到来
- 我が国の経済社会の変化等に伴い、新たに人材のニーズが生じる分野が専門的・技術的分野と評価できる場合には受入れを検討
- 専門的・技術的分野と評価されない外国人の受入れについては、経済的効果、社会的コスト、産業構造、適切な仕組み、環境整備、治安等幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討
- このため、諸外国の制度等について把握し、国民の声を積極的に聴取

3 新たな技能実習制度の構築に向けた取組

- (1) 適正化のための措置
 - 実習修了時等に技能評価試験の受検義務付け等により効果測定を実施
 - 外部役員又は外部監査の導入等により監査体制を強化
 - 法令上の根拠を有する管理運用機関を創設し、行政機関の役割を補完
 - 人権侵害等を行う団体・機関に対する罰則の整備等対応を強化
 - 送出し国政府との政府間取決めの作成など、送出し段階から適正化
- (2) 制度の拡充
 - 優良な団体・機関の実習生の実習期間を延長
 - 優良な団体・機関の受入れ人数枠を拡大
 - 送出し国側のニーズ等に即して対象職種を拡大

4 在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

- 地方公共団体との情報連携の適正な運用と更なる連携の強化
- 外国人を受け入れる際に共生のための施策を講じておくことが重要であり、共生社会の実現に向けた取組に積極的に参画

5 観光立国実現に向けた取組

- 効果的な広報により自動化ゲート利用者の増加を図るとともに円滑に運用
- 「信頼できる渡航者」を自動化ゲート対象とする制度の円滑かつ効率的な運用に向けた取組の推進
- 顔認証技術を活用した日本人用自動化ゲートの導入を速やかに検討
- クルーズ船乗客に対する円滑な入国審査手続を実施
- 航空機の旅客を外国の空港で事前にチェックするプレクリアランスの検討

6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

- (1) テロリスト等の入国を確実に阻止するための水際対策
 - 個人識別情報を活用した上陸審査を推進するとともに顔写真の水際対策への活用等新たな技術の運用を検討
 - 乗客予約記録(PNR)を含む情報を効果的に活用するなど出入国管理に関するインテリジェンス(情報収集・分析)機能を強化
 - 海港や沿岸地域における積極的なパトロールの実施など船舶等を使った不法入国者への対策を強化
- (2) 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進
 - 警察等捜査機関と連携し、不法滞在者等に対する摘発を実施するとともに、情報を活用した事実の調査等により、偽装滞在者対策を強化
 - 被收容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施

7 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

- (1) 真に庇護すべき者とそうでないものを明確に区別し、適正・迅速に処理
 - 我が国での待避機会として在留を許可する対象の明確化を検討
 - 難民条約に明らかに該当しない申請や新たな事情等のない再申請などについては、申請者の置かれた状況にも配慮しつつ、簡易・迅速に処理
 - 難民申請中の就労許可について、一定の要件を設ける仕組みを検討
 - 濫用的申請への対応について、法制度・運用両面に渡る検討を継続
- (2) 難民認定制度全体の質の更なる向上を図る
 - 審査体制・基盤の強化及び出身国情報等の収集・分析体制の充実
 - UNHCR等との連携による研修の充実・強化により専門的人材を育成
- (3) 第三国定住による難民の円滑な受入れを推進

8 その他

出入国管理体制を整備、国際協力を更に推進、人身取引被害者等への配慮